

平成25年3月29日  
京丹後市財務部入札契約課

平成25年度入札制度の改善等について

本市の入札制度につきましては、これまでも、様々な改善に取り組んで参りましたが、その透明性、競争性及び公平性のより一層の向上を図ることを目的とし、入札契約等の手続き等を、次のとおり見直します。

1. 条件付一般競争入札を拡大します

○ 改善の内容

入札の透明性及び公平性を高めるため、条件付一般競争入札の拡大を図ります。

現 行	
対象工事	対象金額
土木一式、下水道及び水道施設工事	設計金額 1,000 万円以上
災害復旧工事	設計金額 1,000 万円以上 (A・B等級対象)
上記以外の工事	工事の難易、規模等で必要と求められる場合



改善後 (平成25年度から)	
対象工事	対象金額
土木一式、下水道、水道施設、 <u>建築一式、電気、及び管工事</u>	設計金額 <u>130 万円以上</u>
災害復旧工事	設計金額 1,000 万円以上 (A・B等級対象) <u>設計金額 1,000 万円未満 (A・B・C等級対象)</u> <u>(※市民局管内の発注単位を廃止)</u>
上記以外の工事	工事の難易、規模等で必要と求められる場合

【注意事項】

1. 市のホームページで入札公告を確認の上、入札に参加してください。(なお、入札公告日から入札参加受付終了までの期間を1週間程度設けています。)
2. 現場代理人及び技術者の配置状況を把握した上で、入札に参加してください。
3. 落札者が現場代理人及び(専任)技術者を配置できない場合は、契約の解除を行うとともに指名停止措置を行うこととなります。

◎ 適用時期 平成25年4月1日以降に入札公告を行う対象工事について適用。

## 2. 条件付一般競争入札の「審査方式」を見直します

### ○ 改善の内容

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する専任技術者については、建設業法に基づき、適正に執行管理して頂く意識を高めるため審査方式を見直します。

審査方式	対象工事	
	現 行	改善後（平成 25 年度から）
事前審査	同種工事の施工実績又は配置技術者の施工経験を求める工事及び J V 工事	同種工事の施工実績又は配置技術者の施工経験を求める工事及び J V 工事
事後審査	同種工事の施工実績又は配置技術者の施工経験を求めない設計金額 2,500 万円以上の工事	<u>廃止</u>
契約時審査	同種工事の施工実績又は配置技術者の施工経験を求めない設計金額 2,500 万円未満の工事	<u>同種工事の施工実績又は配置技術者の施工経験を求めない工事</u>

#### 【注意事項】

事後審査で行っていた「専任」の技術者を求める工事においても、契約時審査となりますので、資格及び他工事との兼務状況を把握した上、入札に参加してください。

◎ 適用時期 平成 25 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う対象工事について適用。

## 3. 一般（指名）競争入札の参加資格条件の完成工事高要件を廃止します

### ○ 改善の内容

格付け基準と一般（指名）競争入札に係る参加資格条件の完成工事高要件が重複しているため、一般（指名）競争入札に係る参加資格条件の完成工事高要件を廃止します。

対象工事	一般（指名）競争入札に係る参加資格条件の完成工事高要件	
	現 行	改善後（平成 25 年度から）
A 級工事	設計金額以上	<u>廃止</u>
B 級工事	設計金額以上	<u>廃止</u>
C 級工事	設計金額以上	<u>廃止</u>

※格付けをしていない工種については、必要に応じ完成工事高要件を附します。

◎ 適用時期 平成 25 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う対象工事について適用。

#### 4. 除雪協力者支援策入札を見直します

##### ○ 改善の内容

除雪協力者の協力度合いを評価し、発注本数を区分する現行の方法を見直します。

現 行				
土木一式 等級	評価点数／発注本数	協力（大）	協力（小）	協力（無）
A	評価点	〇〇点以上	〇〇点未満	0点
	発注本数	▲本	△本	無し
B	評価点	〇〇点以上	〇〇点未満	0点
	発注本数	▲本	△本	無し
C	評価点	〇〇点以上	〇〇点未満	0点
	発注本数	▲本	△本	無し



改善後（平成 25 年度から）		
土木一式 等級	発注本数	
	除雪協力（有）	除雪協力（無）
A	数本	発注無し
B	数本	発注無し
C	数本	発注無し

**【説明】**

1. 除雪協力の有・無の二区分とします。
2. 当該年度の等級内に除雪協力（無）の方がいない場合は、除雪協力者向け入札は発注しません。
3. 除雪協力者向け入札の発注本数は、当該年度の総予定数量を参考に、適宜決定します。
4. 除雪協力者向け入札の方法は、条件付一般競争入札とします。

◎ 適用時期 平成 25 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う対象工事について適用。

## 5. 年間受注件数制限および同日落札数制限（取りぬけ）を継続します

平成 22 年度から試行した年間受注件数制限および同日落札数制限（取りぬけ）について、引き続き実施します。なお、取りぬけ制度の対象工事を見直します。

### ○ 同日落札数制限（取りぬけ）の改善内容

同日落札数制限（取りぬけ）の対象工事について、現行の A 級の土木一式工事（下水道工事含む。）に加え、B 級の土木一式工事（下水道工事含む。）を追加します。

同日落札数制限 （取りぬけ）	現 行	平成 25 年度
対象工事	A 級の土木一式工事 （下水道工事含む。）	A 級の土木一式工事 （下水道工事含む。）
	A 級の除雪支援策工事	A 級の除雪支援策工事 <u>（※発注がある場合のみ）</u>
		<u>B 級の設計金額 1 千万円以上の 土木一式工事（下水道工事含む。）</u>
	市が必要であると認めた工事	市が必要であると認めた工事

### 1 年間受注件数制限の運用基準

年間受注件数制限については、入札契約課で発注する土木一式工事（下水道工事含む。）に係る A 級の対象案件とし、年間 5 件までとする。

- (1) 年間受注件数の適用期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとし、契約日により判断する。
- (2) 共同企業体による工事については、各構成員全てに 1 工事につき 1 件を加えるものとする。
- (3) 随意契約工事（不落随契除く。）、災害復旧工事及び除雪支援策の対象工事は含まないものとする。

<一般競争入札の場合>

- ① 入札参加資格確認申請から入札参加資格確認通知までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「参加資格なし」として確認通知書を発行する。
- ② 入札参加資格確認通知から開札までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「資格取消し」とする。
- ③ 開札時点で、年間受注件数の制限を超えている者の行った入札は「無効」とする。
- ④ 落札決定後、契約の締結までの間に年間受注件数の制限を超えていることが判明した場合は、その者の行った入札を無効とし、落札決定を取消す。この場合、次順位の落札候補者を落札者に決定する。

## 2 同日落札数制限（取りぬけ）の運用基準

同日落札数制限については、同一日に開札する次に掲げる対象案件とし、落札件数を1業者1件とする。

- ① A級の土木一式工事（下水道工事含む。）
- ② A級の除雪支援策工事（※発注がある場合のみ。）
- ③ B級の設計金額1千万円以上の土木一式工事（下水道工事含む。）
- ④ 上記以外で市が必要であると認めた工事

- (1) 平成25年4月1日以降に入札公告を行う案件より適用する。
- (2) 同日に開札する工事で、先に開札した工事の落札者は、「取りぬけ」とし、その後の入札案件で行った入札は「無効」とする。
- (3) 同日に開札する複数の同種工事が入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事については、同日落札制限対象から除外することができるものとする。
- (4) 災害復旧工事及び共同企業体の対象工事は含まない。
- (5) 土木一式工事（下水道工事含む。）と除雪支援策工事の間では、「取りぬけ」は適用しない。  
ただし、B等級の場合は、この限りではない。

## 3 継続実施期間

年間受注件数制限及び同日落札数制限については、1年間、継続実施する。その後においては継続の結果を踏まえて検討を行うこととする。